

障害者制度改革の推進に係る審議状況等について

1 経過

国連総会は、障害者の人権を保護するため、国際障害者年行動計画を採択する等の取組を行ってきており、「障害者の権利に関する条約」（以下「障害者権利条約」という。）を平成18年12月に採択した。

この条約の目指すところは、障害者の実質的な権利享有上の格差を埋め、保護の客体でしかなかった障害者を権利の主体へとその地位の転換を図り、インクルーシブな共生社会を創造することである。

我が国は、平成19年9月28日に条約署名し、平成20年5月3日から発効となっている。平成22年7月現在、144カ国・機関が署名を行い、88カ国が批准している。

政府は、「障害者権利条約」の批准に伴う国内法の整備等、障害者制度改革に向け、平成21年12月に「障がい者制度改革推進本部」（以下「推進本部」という。）を設置し、その本部の下に障がい者制度改革推進会議（以下「推進会議」という。）を設置した。

推進会議は、平成22年6月7日、「障害者制度改革の推進のための基本的な方向（第一次意見）」を取りまとめ、推進本部は、6月29日、推進会議の「第一次意見」を踏まえた「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」（以下「基本的な方向」という。）閣議決定した。

閣議決定された「基本的な方向」では、「障害の有無にかかわらず、相互に個性の差違と多様性を尊重し、人格を認め合う共生社会の実現」を図るため、推進会議の第一次意見に沿って障害者基本法を抜本的に改正することとしており、平成23年中の法案提出を目指している。

2 教育分野に係る内容

閣議決定された「基本的な方向」において、教育分野の内容は次のとおりとなっている。

- ①障害のある子どもが障害のない子どもと共に教育を受けるという障害者権利条約のインクルーシブ教育システム構築の理念を踏まえ、体制面、財政面も含めた教育制度の在り方について、平成22年度内に障害者基本法の改正にもかかわる制度改革の基本的方向性についての結論を得るべく検討を行う。
- ②手話・点字等による教育、発達障害、知的障害等の子どもの特性に応じた教育を実現するため、手話に通じたらう者を含む教員や点字に通じた視覚障害者を含む教員等の確保や、教員の専門性向上のための具体的方策の検討の在り方について、平成24年内を目途にその基本的方向性についての結論を得る。

3 文部科学省の対応

文部科学省は、「基本的な方向」の閣議決定等を受け、平成22年7月、中央教育審議会初等中等教育分科会に「特別支援教育の在り方に関する特別委員会」（以下「特別委員会」という。）を設置し、障害者権利条約の理念を踏まえた特別支援教育の在り方について専門的な審議を開始した。

文部科学省は、「特別支援教育とインクルーシブ教育は相反するものではなく、同じ方向を目指したものである」とし、日本的なインクルーシブ教育システムの構築を図るため、特別委員会において、現行の特別支援教育（特別支援学校、特別支援学級、通級指導、通常の学級での指導・支援）の位置づけ等について議論を重ねている。

障害者制度改革の推進のための基本的な方向(第一次意見)(障がい者制度改革推進会議)【概要】

背景・経緯

・日本の障害者福祉政策の経緯、障害者の人権確保に関する国際的な取組(「障害者の権利宣言」(1975)、「国連障害者の十年」(1983-)等)→障害者権利条約の採択(2006)、発効(2008)→締結に向け国内の制度改革へ
 ・「障がい者制度改革推進本部」を内閣に設置(昨年12月)・・・条約の締結に必要な国内法の整備を始めとする我が国の障害者に係る制度の集中的な改革の実施
 ・「障がい者制度改革推進会議」の開催(本年1月)・・・障害当事者を中心に構成し、改革の「エンジン部隊」として計14回にわたり審議

第一次意見
の取りまとめ
(H22.6.7)

基本的考え方

1. 「権利の主体」である社会の一員
2. 「差別」のない社会づくり
3. 「社会モデル」的観点からの新たな位置付け
4. 「地域生活」を可能とするための支援
5. 「共生社会」の実現

基礎的な課題における改革の方向性

- 1) 地域で暮らす権利の保障とインクルーシブな社会の構築・・・地域移行や地域生活支援の充実を柱に据えた施策の展開
- 2) 障害の捉え方・・・国民全体の意識改革(医学モデル→社会モデル)
- 3) 障害の定義・・・サービスを必要とするすべての障害者を支援
- 4) 差別の定義・・・法律における定義の明確化(合理的配慮を含む)
- 5) 言語・コミュニケーションの保障・・・法律における定義の明確化
- 6) 虐待のない社会づくり・・・虐待防止、被害の救済等の制度構築
- 7) 障害の表記・・・国民各層の議論動向を踏まえた考え方の整理
- 8) 実態調査・・・障害者及び家族の実態把握

横断的課題における改革の基本的方向性

1) 1 「障害者基本法」の抜本的改正

・障害の定義、差別の定義、施策分野規定の見直し・追加。改革集中期間終了後、障害者権利条約の実施状況の監視等を担うモニタリング機関(改革集中期間終了後設置)

1) 2 改革集中期間における推進体制

・中央障害者施策推進協議会及び推進会議を発展的に改組し、改革集中期間における改革推進等を担う審議会組織を設置(改革集中期間終了後、上記のモニタリング機関へ移行)

→第二次意見を踏まえ、23年に法案提出

2) 「障害を理由とする差別の禁止法」(仮称)等の制定

・障害者に対する差別を包括的に禁止し、被害を受けた場合の救済等を目的とした制度の構築

→「差別禁止部会」で検討、25年に法案提出、併せて他の関係法律整備法案も検討
これに関連し、人権救済制度に関する法案も早急に提出できるように検討

3) 「障害者総合福祉法」(仮称)の制定

・制度の谷間を生まず、障害者が地域で自立した生活を営むことができる制度の構築

→「総合福祉部会」で検討、24年に法案提出、25年8月までの実施

障害者制度改革の基本的方向と今後の進め方

| 平成22年 | 平成23年 | 平成24年 | 平成25年 | 平成26年 |
|---|------------------------------------|---------------------|--|-------|
| ○第一次意見取りまとめ →●制度改革の基本的方向を決定(6月中下旬予定) | | | | |
| | ○第二次意見取りまとめ(秋から年末目途)→●制度改革の重要方針を決定 | | | |
| 推進会議で検討 | ●障害者基本法抜本改正・制度改革の推進体制等に関する法案の提出 | ●次期障害者基本計画決定(12月目途) | | |
| | 差別禁止部会(夏以降)で検討 | | ●障害者差別禁止法案(仮称)の提出(改革の推進に必要な他の関係法律の一括整備法案も検討) | |
| | 総合福祉部会(4月～)で検討 | ●障害者総合福祉法案(仮称)の提出 | 8月までの施行 | |

改革集中期間内において、推進会議又はこれを継承する審議会組織は、改革が必要な制度・施策や次期基本計画の在り方等について議論し、必要に応じ政府に対して意見提出

個別分野における基本的方向と今後の進め方

1) 労働及び雇用

- ・雇用率制度の在り方の検証・検討(～24年度)
- ・福祉的就労への労働法規の適用の在り方(～23年度)
- ・職場での合理的配慮確保のための方策(～24年度) 等

2) 教育

- ・障害の有無にかかわらず共に教育を受けられる教育制度(インクルーシブ教育)の基本的方向(～22年度)
- ・手話・点字等に通じた教員等の確保・専門性の向上に係る方策(～24年) 等

3) 所得保障等

- ・障害者の所得保障の在り方を公的年金の抜本見直しに併せて検討(～24年) 等
- ・住宅の確保のための支援の在り方(～24年)

4) 医療

- ・精神障害者の強制入院等の在り方(～24年)
- ・社会的入院等を解消するための体制(～23年度)
- ・医療費用負担の在り方(応能負担)(～23年) 等

5) 障害児支援

- ・相談・療育支援体制の改善に向けた方策(～23年) 等

6) 虐待防止

- ・行為者の範囲、救済・監視機関の在り方 等

※各個別分野については、改革の集中期間内に必要な対応を図るよう、工程表としてそれぞれ検討期間を設定

7) 建物利用・交通アクセス

- ・地方のバリアフリー整備の遅れ解消の方策(～22年度) 等

8) 情報アクセス・コミュニケーション保障

- ・情報バリアフリー化のための環境整備の在り方(～24年)
- ・障害特性に応じた災害時緊急連絡の伝達の方策(～24年) 等

9) 政治参加

- ・選挙情報への障害者のアクセスを容易にする取組(～22年度)
- ・投票所のバリア除去等 等

10) 司法手続

- ・刑事訴訟手続における障害の特性に応じた配慮方策(～24年)
- ・司法関係者に対する研修の一層の充実 等

11) 国際協力

- ・アジア太平洋での障害分野の国際協力への更なる貢献 等

特別学校 希望制に

障害者制度改革 1次意見書案

所得保障など求める

障害者政策全体を見直す政府の「障がい者制度改革推進会議」が24日開かれ、政府に対する1次意見書案を公表した。障害の定義に

ついて、身体、知的、精神の個人の心身機能に注目した従来の「医学モデル」を転換し、社会参加を難しくしている社会の側の問題か

らとらえ直す障害者基本法改正案を来年の通常国会に提出するよう要請。障害者自立支援法廃止後の「障害者総合福祉法」（仮称）案

の12年内の国会提出や障害者差別禁止法制定に加え、教育、医療、雇用など各分野の制度改革も求めた。来月内に全閣僚で構

成する「障がい者制度改革推進本部」（本部長・鳩山由紀夫首相）に提出、閣議決定を目指す。基本法改正については、関係閣僚に勧告権をもつ監視機関の設置も要請する。

意見書案では、障害にかかわらずすべての子供が原則、地域の小中学校に学籍を置き、親子が希望すれば特別支援学校にも就学できるようにする▽政府が検討中の新年金制度で

障害者の所得保障を検討▽国土交通省が検討中の「交通基本法」（仮称）案で移動の権利を明文化▽医師や看護師の配置が一般より少ない精神医療政策などの見直し——などを求めた。

現行法制の大幅な改革を促す中身も多く、同会議の委員からは「財源と共に、地方分権の整合性も課題」との意見も出ている。東俊裕・同会議担当室長

は「省庁にどこまで具体的に要請するかは今後詰める」とした。

【野倉恵】